

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 要綱  
平成三十一年四月一日から山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市を地方自治法第二百五十二条の二十二第  
一項の中核市として指定するものとする事。